

牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目9番14号 ☎ (052) 681-6006 2022.6

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

★建設業★ 適正な工事契約書の作成(コロナ対応も)

先日、お客様から工事の契約書などの様式を一本化したいので、どの様な項目が必要ですかとのご質問を頂きました。その会社では請負先ごとに多様な工事契約書や注文書・請負書を使用しているということでしたので、詳しくお話を伺ってみると、なかには基本契約書(約款)がなく注文書・請負書のみで工事を行っていた様子も…。

“標準請負契約約款”

コロナ感染症の影響等の影響により工事が施工できなくなる場合は、「不可抗力によるものとして受注者は発注者に工期の延長を請求でき、増加する費用については、受発注者が協議をして決める」となっていますよ～

～契約書に記載が必要な 15 項目～

建設業法では請負契約の締結にあたっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付することになっており必要な 15 項目を満たさなければなりません。今回はその中から、コロナやウクライナ等の影響により工期が遅れがち、それらの責任に関する事項について抜粋してご紹介させていただきます。

1. 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
2. 天災その他不可抗力による工期変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
3. 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
4. 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
5. 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
6. 契約に関する紛争の解決方法



真面目に向き合うと請求金額が変わる

たとえば、様々な損害を我が社が負うか否かによって、会社も財産という体力作りが変わってきます。また、最初から定められた工程表がぎりぎり、前業者が1日遅れたら、うちは2日延びる、巻き返ししようがない現場もあると思います。そこに損害の負担?泣きっ面に蜂。これからの時期、台風等の自然災害も予想されます、いまから向き合ってみませんか?

令和5年4月1日から、災害応急対策又は災害復旧に関する工事中の2次災害(不可抗力)による損害については、受注者が善管注意義務を果たしていることを前提に、受注者負担(現行:請負金額の1/100)を求めないこととなります。

★産廃業★

～毎年の実績報告、忘れず提出を！～

■ 産業廃棄物処理実績報告 毎年6月30日が期限です！

廃棄物の最終処分場を設置している事業者（産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者を除く。）、産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年6月30日までに、前年度1年間の処理実績等を知事等へ提出することとされています。

※様式は行政によって様々ですが、6月初旬頃にハガキ等で、提出を促す通知がくる県・市もあります。収運・処分実績がなくても許可を持っている場合は提出が必要！という県も多いため、一度お手持ちの許可を見直し、提出漏れの無いよう気をつけましょう。

◆提出期限・提出方法は？

毎年6月30日までに、前年度1年間分（前年4/01から当年3/31まで）の処理実績等を、各県の知事（管轄の県事務所等）へ提出します。窓口・郵送とも可能ですが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、今年も郵送提出・電子届出を推奨する県が多いようです。期限も、一昨年は延長した行政もありましたが、今年も例年通り6月30日を期限とする県が多いようです

◆提出を怠ると…

都道府県知事は、処理業者に対し報告の徴収ができることとされており、未報告又は虚偽報告については30万円以下の罰金に処せられる場合があります。（あまり罰則の実例はありませんが、法律で義務付けられていることには変わりないため忘れずに提出しましょう。）

■ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書 こちらも毎年6月30日が期限です！

排出事業者は、マニフェストに記載された「産業廃棄物の種類」「排出量」「管理票の交付枚数」「運搬先の住所」などにつき事業所単位で報告書を作り、毎年6月30日までに、前年度1年間分を所定の様式に従って集計し、知事等へ提出することとされています。

※電子マニフェスト運用分は「情報処理センター」が排出事業者に代わり報告するため、この報告書の作成は不要です。ただし、紙マニフェストを併用している場合は、紙で運用した分については報告義務がありますのでご注意ください。

◆提出期限・提出方法は？

毎年6月30日までに、前年度1年間分（前年4/01から当年3/31まで）を所定の様式に従って集計し、各県の知事（管轄の県事務所等）へ提出します。提出方法・期限とも、処理実績報告と同様です。こちらも例年通り6月30日を期限とする県が多いようです

◆提出を怠ると…

都道府県知事は未提出事業者に対し、勧告、命令、その旨を公表できるとされています。措置命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

（あまり実例はありませんが、法律で義務付けられていることには変わりなく、適切な運用はご自身の身を守ることに繋がります。）

★運送業★ ほじょしゃ 運行管理補助者、整備管理補助者

●運行管理補助者

運行管理者をサポートする人のことですが、なんでもできるわけではありません。

運行管理補助者は基本的には一人で運行管理の仕事をすることはできません。運行管理者がいることが前提で、そのサポートをすることが仕事です。その中でも、「点呼」のみ一人で行うことができます。しかし、点呼の際に酒気帯びや睡眠不足などなにも問題が無い場合は良いですが、何か**問題がある場合は補助者だけでは判断することができません。**

運行管理者が休んでいる場合でも、点呼のときに何か問題があったときは携帯・IT機器等で連絡が取れるようにしておく必要があります。

・補助者は3分の2まで点呼が可能

点呼を1ヵ月単位で区切りその中で運行管理者が3分の1以上行えばよく、仮に1日の点呼を全て補助者が行っても問題ありません。運行管理者にも休みは必要なのでね！！

・補助者選任には

運行管理補助者になるには運行管理者資格者もしくは基礎講習を修了した方から選任することができます。

また、補助者については運輸支局に届出をする必要はありませんが、会社内の運行管理規定に記載しておく必要があります。

ちなみに基礎講習を1回受講後5年の実務経験と一般講習を毎年1回4年間受ければ運行管理者の資格を得ることもできます。

●整備管理補助者

整備管理者が不在等で業務を行うことができない場合は、あらかじめ選任された補助者を通じて業務を行うことができます。

整備管理者に選任するには条件がありますが、補助者は常勤の社員や派遣社員であれば特に資格はなくても選任することができます。ただ、整備管理者から整備管理規定の内容、整備管理者選任前・後研修の内容を教育、指導する必要があります。記録も忘れず残しましょう！

■整備管理者 選任前研修 & 実務経験

整備管理者選任前研修を受講すれば誰でも選任できると勘違いされますが、選任前研修を受講するのと2年以上の実務経験が必要になります。

実務経験には運送会社での整備管理業務や整備工場での経験は認められますが、ガソリンスタンドでの給油等の経験は認められておりませんのでご注意ください。

国家資格である整備士の資格であれば1級から3級を持っていればガソリン、シャシ、ジーゼルどれでも大丈夫です。

ちなみに整備管理者の仕事は車両の点検だけでなく自動車車庫の管理についても整備管理者が行う必要があります。梅雨時の車庫の点検もお願いします！

★その他★ 国際業務 在留資格「留学」中の就労制限

外国人留学生、本来は「留学」ですが、今や貴重な労働力として様々な業種で活躍しています。コンビニ、飲食店などでよく見かけますね。でも、頑張りすぎは、法律違反！留学生が仕事をするには条件や制限があり入管のチェックが厳しくなっています。

資格外活動の許可を取得

「留学」の在留資格は、原則、働くことが禁止されていますのでアルバイトをするためには、事前に入管に「資格外活動許可申請」をして許可を得ることが必要です。一度許可を受けていればアルバイト先が変わっても有効です。

就労制限について

働ける時間に制限が設けられており「1週間28時間以内」、「長期休暇中は1日8時間以内」となっております。年間の労働時間の目安は1,200時間程度です。

就労場所について

風俗営業関連の業種で働くことは厳しく禁止（バー、スナックなど、性風俗に関連する業種、パチンコ屋、マージャン屋など）されています。これら業種では皿洗いや掃除でも働くことが禁止されています。



宅建業法改正 チャンス！

宅地建物取引業法（宅建業法）の改正法が2022年5月18日に施行されました。この改正により、不動産取引の利便性が向上し新たな商機が広がる可能性があります。

◆改正のポイント

デジタル改革関連法（押印廃止、書面交付義務のある民間手続の電子化など）が2021年5月に施行されており、その一環で宅地建物取引業法・施行規則も改正されました。法改正により、宅地建物取引士の押印を廃止したうえで、次のような書面を電子メール、Webページからのダウンロード、USBメモリなどで交付できるようになりました。

- ・媒介契約締結時書面
- ・指定流通機構（レインズ）への登録を証する書面
- ・重要事項説明書
- ・契約締結時書面

◆国土交通省が実施マニュアルを公表

法令が電子化を推進しているとはいえ、デジタルデバインド等の問題もあるため、ITを活用した重要事項説明（IT重説）時に必ず対応すべき「遵守すべき事項」や、トラブル防止のため可能な限り対応したほうが良い「留意すべき事項」をまとめた「重要事項説明書等の電磁的方法による提供及びITを活用した重要事項説明実施マニュアル」を国土交通省が公表しています。

宅建業者が相手方のIT環境を確認して行うことや、重要事項説明書などの電磁的方法による提供の要件、電子書面の作成方法（電子メール、電磁記録媒体等）、また契約の相手方に対しての本人確認についての方法・注意点が分かりやすく記載されています。